

昭和五十三年通商産業省令第七十七号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように制定する。

（適用範囲）

第一条 この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十三年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又はメガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものをいう。

三 「燃料体」とは、発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。

五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。

七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉の運転又は利用、発電用原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設的设计において発生を想定しているものをいう。

イ 自然現象
ロ 発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象
ニ 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテ

ロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

第三條 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書に記載については、次の各号によるものとする。

一 法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。
二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 発電用原子炉施設の位置
敷地の面積及び形状
敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置

ロ 発電用原子炉施設の一般構造
耐震構造
耐津波構造（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

（1） その他の主要な構造
（2） 原子炉本体の構造及び設備
（3） 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）
構造
燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量
主要な核的制限値
主要な熱的制限値

（4） 燃料体
燃料材の種類
燃料被覆材の種類
燃料要素の種類
燃料集合体の構造

（5） 減速材及び反射材の種類
原子炉容器
構造
最高使用圧力及び最高使用温度

（6） 放射線遮蔽体の構造
その他の主要な事項
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備
核燃料物質取扱設備の構造
核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力
核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力
原子炉冷却系統施設の構造及び設備
一次冷却材設備
冷却材の種類
主要な機器及び管の個数及び構造
冷却材の温度及び圧力
二次冷却設備
冷却材の種類
主要な機器の個数及び構造
非常用冷却設備
冷却材の種類
主要な機器及び管の個数及び構造
冷却材の種類
その他の主要な事項
計測制御系統施設の構造及び設備
計装
核計装の種類
その他の主要な計装の種類
安全保護回路
原子炉停止回路の種類
その他の主要な安全保護回路の種類
制御設備
制御材の個数及び構造
制御材駆動設備の個数及び構造
反応度制御能力
非常用制御設備
制御材の個数及び構造
主要な機器の個数及び構造
反応度制御能力

- (5) その他の主要な事項
- ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備
- (1) 気体廃棄物の廃棄施設
- (i) 構造
- (ii) 廃棄物の処理能力
- (iii) 排気口の位置
- (2) 液体廃棄物の廃棄設備
- (i) 構造
- (ii) 廃棄物の処理能力
- (iii) 排水口の位置
- (3) 固体廃棄物の廃棄設備
- (i) 構造
- (ii) 廃棄物の処理能力
- チ 放射線管理施設の構造及び設備
- (1) 屋内管理用の主要な設備の種類
- (2) 屋外管理用の主要な設備の種類
- リ 原子炉格納施設の構造及び設備
- (1) 原子炉格納容器的構造
- (2) 原子炉格納容器的設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
- (3) 非常用格納容器保護設備の構造
- (4) その他の主要な事項
- 又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
- (1) 常用電源設備の構造
- (2) 非常用電源設備の構造
- (3) その他の主要な事項
- 三 法第四十三條の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 四 法第四十三條の三の五第二項第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
- 五 法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法は、その廃棄の方法を記載すること。

- 六 法第四十三條の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法
- ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項
- ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果
- 七 法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。
- イ 運転時の異常な過渡変化（設置許可基準規則第二條第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
- ロ 設計基準事故（設置許可基準規則第二條第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
- ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果
- 八 法第四十三條の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

- 四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
- 五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
- 六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書
- 七 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設けようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図
- 八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
- 九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
- 十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
- 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 十二 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 十三 法第四十三條の三の五第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- 4 法第四十三條の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三條の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
- (重大事故)
- 第四条 法第四十三條の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。
- 一 炉心の著しい損傷
- 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷
- (法第四十三條の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者)
- 第四条の二 法第四十三條の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の

- 障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- (変更の許可の申請)
- 第五条 令第二十條の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
- 一 令第二十條の三第三号の変更の内容については、法第四十三條の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三條第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三條の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第三條第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三條第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三條の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三條第一項第八号に規定する事項を記載すること。
- 二 令第二十條の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
- 法第四十三條の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十條の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
- 二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書
- 三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類
- 四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運
転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関す
る気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状
況に関する説明書

七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附
属施設の設置の地点から二十キロメートル以
内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び
五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分
の一の地図

八 変更後における発電用原子炉施設の安全設
計に関する説明書

九 変更後における発電用原子炉施設の放射線
の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉施設において
事故が発生した場合における当該事故に対処
するために必要な施設及び体制の整備に関す
る説明書

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安
のための業務に係る品質管理に必要な体制の
整備に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

各（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造
及び設備の変更）

第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規
制委員会規則で定める変更は、次に掲げる変更
であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号
又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないもの
とする。

一 第三条第一項二号二（二）の核燃料物質貯
蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の
変更であつて、同一の工場又は事業所内に存
する二以上の発電用原子炉施設において使用
済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するも
の（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用
済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）

二 第三条第一項二号ト（一）の気体廃棄物
の廃棄施設、同号ト（二）の液体廃棄物の廃
棄設備又は同号ト（三）の固体廃棄物の廃棄
設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事
業所内に二以上存する発電用原子炉施設にお
いて気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃
棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は
一部を共用するもの

三 第三条第一項二号ト（三）の固体廃棄物
の廃棄設備の廃棄物の処理能力の変更のう

ち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物の
廃棄設備の増設を伴うものを除く。）

四 第三条第一項二号又（二）の非常用電源
設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三
の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項
の許可を受けた構造と同一の構造の非常用デ
ィーゼル発電機の数又は蓄電池の数を増加
するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は
蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除
く。）

（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変
更の届出）

第七条 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の
三の八第四項の規定による届出をしようとする
ときは、次の事項を記載した届出書を原子力規
制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所
在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事計画

2 前項の届出書の記載については、次の各号に
よるものとする。

一 前項第三号の変更の内容については、第三
条第一項第二号に掲げる区分によつて記載す
ること。

二 前項第五号の工事計画については、工事の
順序及び日程を記載すること。

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付
しなければならない。

一 変更後における発電用原子炉の使用の目的
に関する説明書

二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関
する説明書

三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画
を記載した書類

四 変更後における発電用原子炉の運転に要す
る核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運
転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関す
る気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状
況に関する説明書

七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附
属施設の設置の地点から二十キロメートル以
内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び
五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分
の一の地図

八 変更後における発電用原子炉施設の安全設
計に関する説明書

九 変更後における発電用原子炉施設の放射線
の管理に関する説明書

十 変更後における発電用原子炉施設において
事故が発生した場合における当該事故に対処
するために必要な施設及び体制の整備に関す
る説明書

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安
のための業務に係る品質管理に必要な体制の
整備に関する説明書

4 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第八条 法第四十三条の三の九第一項の原子力規
制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの
以外のものである。

一 別表第一の上欄に掲げる工種の種類に応じ
て、それぞれ同表の中欄に掲げる工事

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する
法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条
第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊
危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」と
いう。）内において行つた同法第七条第一項各
号に掲げる行為（当該急傾斜地崩壊危険区域
の指定の際に着手しているもの及び急傾斜
地の崩壊による災害の防止に関する法律施行
令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第
一号から第八号までに掲げるものを除く。）
に係る工事（前号に掲げるものを除く。以下
「制限工事」という。）

2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子
力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表
第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若
しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行つた
制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質
マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の
変更とする。

3 法第四十三条の三の九第六項ただし書の原子
力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項
第二号の工事計画に記載された事項の変更を伴
う場合以外の場合とする。

第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項
の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項

を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し
なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシ
ステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更
の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電
用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる
種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載
しなければならない。この場合において、その
申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変
更に係るものであるときは、変更前と変更後と
を対照しやすきように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用
原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種
類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該
申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメント
システムが法第四十三条の三の五第一項若し
くは第四十三条の三の八第一項の許可を受けた
ところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規
定により届け出たところによるものであること
を説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第
四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を申
請することができないときは、分割して認可を
申請することができる。この場合において、申
請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事
の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部
につき一時に申請することができない理由を記
載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し
各一通とする。

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第十条 法第四十三条の三の九第六項の規定によ
る届出をしようとする者は、次に掲げる事項を
記載した届出書を原子力規制委員会に提出しな
なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって
は、その代表者の氏名

二 変更に係る発電用原子炉施設の概要

三 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の
認可年月日及び認可番号

四 変更の内容
五 変更の理由

2 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の届出を要する工事等)

11 法第四十三條の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工種の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)とする。

2 法第四十三條の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

(設計及び工事の計画の届出)

12 法第四十三條の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事計画
- 三 工事工程表
- 四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
- 五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三條の三の五第一項若しくは第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができ。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

13 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九條第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

14 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九條第三項又は第十二條第三項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前事業者検査の実施)

14 使用前提事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。
一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
二 機能及び性能を確認するために十分な方法
三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

14 使用前提事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合又は、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

12 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

14 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。)第二條第二項第二十八号、第三十二号から第三十五号まで、第三十七号若しくは第三十八号、第三十一号又は第四十八條第一項に規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管、重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー(以下この条において「容器等」という。)であつて、技術基準規則第十七條第十五号(技術基準規則第三十一條及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。)又は第五十五條第七号に規定する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に関する使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

15 法第四十三條の三の十一第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

4 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をした年月日

5 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

6 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

7 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子炉本体を試験のために使用するときは、発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときであつては、その使用の期間及び方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に限るものに限る。)

三 第八十一條第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

4 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

16 削除

(使用前確認を要しない場合)

17 法第四十三條の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。
一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く。)

において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認

を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設を設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用する事ができる旨を指示した場合

五 制限工事の場合

六 発電用原子炉施設を設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないもの場合

第十八条から第二十条まで 削除

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)

第二十二條 法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第二十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第二十三条から第五十四条まで 削除

(定期事業者検査の実施時期)

第五十五条 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

一	判定期間が十三月以上で直近の定期事業者であるものとして原子力規制委員会検査が終了した日	定期事業者検査を実施すべき時期
二	判定期間が十三月を超え	定期事業者検査を実施すべき時期
三	判定期間が十八月以上で直近の定期事業者であるものとして原子力規制委員会検査が終了した日	定期事業者検査を実施すべき時期
四	判定期間が十八月を超え	定期事業者検査を実施すべき時期

三 判定期間が二十四日以上直近の定期事業者であるものとして原子力規制委員会検査が終了した日

委員会は告示で定めるもの

えなない時期

2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設(当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準(以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。)に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。

一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査(炉心の性能に係るものを除く。)を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するようにに補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ハ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ニ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ホ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

三 次条第二項に規定する方法による定期事業者検査(炉心の性能に係るものを除く。)を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するようにに補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ハ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ニ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ホ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

四 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

3 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

二 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

一 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ハ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ニ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ホ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

ヘ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を点検することにより発電用原子炉施設を点検することが可能であるもの

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号(発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。)

第五十七條の三第二項第三号において同じ。

四 直近の定期事業者検査が終了した年月日

五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するため十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意

な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)

4 第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、この限りでない。

6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の結果の記録)

第五十七條 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第五十七條の二 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第二十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第五十七條の三 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第五十七條の二 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第二十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第五十七條の三 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。
- 二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

2 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行うとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第五十六條第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号
- 四 検査の実績又は予定の概要

3 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

- 一 定期事業者検査の計画
- 二 発電用原子炉及び第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標
- 三 第八十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

- イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第八十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間
- ロ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期
- ハ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号、第八十一条第一項第四号及び第一百十三条第一項第五号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- ニ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 第五十六條第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第五十六條第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項については、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六條第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第五十八條 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二條第二項第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。

2 法第四十三条の三の十六第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

評価事項	評価方法
一 技術次に掲げるところにより当該発電用原子炉施設ごとに評価を実施する。	一 定期事業者検査（以下「亀裂等」の発生原因を推定するとともに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。）
二 前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定し、その期間における亀裂等の進展を予測すること。	二 前号の予測どおりに亀裂等が進展したと仮定したとき、技術基準規則の

規定に適合しなくなると見込まれる時期を定めること。

二 補修この表の第一号の下欄に掲げる評価方法の措置により評価した結果、補修等の措置を講ずる必要があるときには、その時期、範囲及び方法が適切であること。

- 3 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 評価年月日
- 二 評価の対象
- 三 評価の方法
- 四 評価の結果
- 五 評価を行った者の氏名
- 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 評価の実施に係る組織
- 八 評価の実施に係る工程管理
- 九 評価において役割を供給した事業者がある場合は、当該事業者の管理に関する事項
- 十 評価記録の管理に関する事項
- 十一 評価に係る教育訓練に関する事項

4 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

第五十九條から第六十二條まで 削除

第六十三條 第十四條の三第一項各号、第五十七條第一項各号及び第五十八條第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法を用いる。第六十八條第一項及び第百三十八條において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十一第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第四項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第六十四條 法第四十三条の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日まで届け出るものとする。

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日まで法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合同じの場合、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（同条第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後速やかに届け出るものとする。

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

4 前三項の運転計画の提出部数は、正本一通とする。

（合併及び分割の認可の申請）

第六十五條 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として継承する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 四 合併又は分割の方法及び条件
- 五 合併又は分割の理由
- 六 合併又は分割の時期
- 七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

<p>毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあつては毎週一回とする。</p> <p>ロ 放射性廃棄物の排気口又は排水口又は平均濃度は排水監視設備における放射に於ては放射性物質の一日間及び三月間における平均濃度</p>	<p>ハ 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p>	<p>ニ 放射線業務従事者の四月一年間の第五項に一日を始期とする一年間の線量に於ては毎量、女子（妊娠不能と診断さつては毎回）妊婦の意思のない年度一回を始期とする一年間の線量に於ては三月間及び三月間</p>	<p>ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量</p>	<p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>イ 事故の発生及び復旧の日時</p>
<p>その都度第五項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>
<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>
<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>	<p>その都度第七項に定める期間</p>

一 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二 緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三 原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災管理者、同法第九条第三項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第八十条 削除

（発電用原子炉施設の施設管理）

第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、監視、点検、検査その他の施設管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一百五十五条の二第一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。
- 三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。
- 四 施設管理目標を達成するため、次に掲げる事項を定めた施設管理の実施に関する計画

（以下この項、第十三条第一項第五号及び第十三条の四第三項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

- ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。
- ニ 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。
- ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
- ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
- ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
- チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。
- 五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
- イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
- ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
- 六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
- 七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、次号に規定する場合を除き、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。
- 八 運転開始日（第十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期

間停止する場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じた、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

第八十二条 削除

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもの）にあつては、当該認可を受けたところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

- 一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。
- イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災
- （1） 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。
- （2） 消防吏員への通報に関すること。
- （3） 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。
- ロ 火山現象による影響
- （1） 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生時」という。）

における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

（1） に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。

（2） に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

- ハ 重大事故等
- （1） 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- （2） 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
- （3） 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- （4） 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- ニ 大規模損壊
- （1） 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- （2） 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- （3） 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
- （4） 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- （5） 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。
- 三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡

消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第八十四条から第八十六条まで 削除

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。
二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に關し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

六 発電用原子炉の通常運転（設置許可基準規程第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉の通常運転に係る操作に關し、その操作に先立って確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び第三百三十四条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に関する事項

七 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第三百三十四条第五号に掲げるときを除く。

十 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

十一 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

(工場又は事業所において行われる運搬)
第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれか該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によって汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することとが著しく困難なものを原子力規制委員会との承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十八条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。

七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立ち入りを制限すること。

八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。

九 核燃料物質等の取扱に關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。

十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会が定める標識を取り付けること。

2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。

3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(貯蔵)
第八十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に關し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。

二 貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。

三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

四 貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

五 貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。

四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用済燃料貯蔵事業者に使用済燃料の貯蔵を委託すること。

二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。

三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器（当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。）に封入すること。

四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対して、第六十七条第一項の表第三号及及び第四号の記録を引き渡すこと。

五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。

二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。

三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排気施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。

四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気に視する放射性物質の濃度が原子力規制委員会定める濃度限度を超えないようにすること。

五 第三号ロの方法により廃棄する場合は、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 排水施設によつて排出すること。

ロ 放射線障害防止の効果を持った廃液槽に保管廃棄すること。

ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ホ 放射線障害防止の効果を持った固化設備で固化すること。

七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によつて排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。

八 第六号ロの方法により廃棄する場合には、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

九 第六号ハの方法により廃棄する場合には、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、かつ、放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。

ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。

ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十 第六号ハの方法により廃棄する場合には、放射性廃棄物を容器と一体的に固化して行うときは、固化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。

十一 第六号ハの方法により廃棄する場合には、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するとき、次にすること。

イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。

ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。

ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関し第六十七条の規定に基づき記録された内容及び照合できるような整理番号を表示すること。

ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。

十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。

ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。

十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合には、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十四 第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合には、放射性廃棄物を容器と一体的に固化して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。

十五 第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

第九十一条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の表の上欄に掲げる特定核燃料物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる措置を講じなければならない。

（防護措置）

一 照射されていない次に掲げる物質
イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの

ハ ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの

二 照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

一 照射された前号に掲げる物質
二 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

四 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

五 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

六 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

七 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

八 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

九 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十一 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十二 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十四 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十五 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

一 照射された前号に掲げる物質
二 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

四 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

五 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

六 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

七 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

八 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

九 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十一 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十二 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十三 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十四 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

十五 照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において

一	照射されていない次に掲げる物質 イ プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が百分の八十を超えるものを除く。以下この表において同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの	次に掲げる措置
ロ	ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの	次に掲げる措置
ハ	ウラン二二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二二三の量が二キログラム以上のもの	次に掲げる措置
二	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下単に「吸収線量率」という。）が一グレイ毎時以下のもの	次に掲げる措置
三	照射された第一号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において	次に掲げる措置

その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれては、特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

(2) 施設に立ち入ることが特に必要な者として当該施設に立ち入ることを認められた者以外の者の当該施設への立ち入りを禁止すること。

(3) 見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じた適切な方法により施設の周辺を監視させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

ニ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

十 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。

イ 人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置すること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認められた者については、この限りでない。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とする。

十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を完全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁によつて区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原

子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する設備を除く。第九十六条第一項において「防護区域内防護対象重要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域の外にあり、容易に妨害行為又は破壊行為を受けるおそれがある設備であつて、これらの行為により発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第九十六条第一項において「防護区域外防護対象重要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

ハ イの規定により設置された障壁によつて区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十六条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時

立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ホ 監視所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十四 従業者に対し、その職務の内容に応じた特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質及び業務に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業

務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の詳細に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限る。）の貯蔵施設に関する詳細な事項

リ 特定核燃料物質の工場又は事業所内の運搬に関する詳細な事項

二十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求め、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報等の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

ニ 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 安全保護装置周辺区域

(3) 第十四号ロに規定する区域

(4) 第十六号ハに規定する区域

(5) 見張人の詰所

(6) 監視所

二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く）、同項第九号（同号ロを除く）、同項第十一号（同号ロを除く）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立ち入りを禁止すること。

ロ 見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じた適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第九十二条（保安規定）
法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報等の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

ニ 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 安全保護装置周辺区域

(3) 第十四号ロに規定する区域

(4) 第十六号ハに規定する区域

(5) 見張人の詰所

(6) 監視所

二十九 前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

三十 前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

3 第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く）、同項第九号（同号ロを除く）、同項第十一号（同号ロを除く）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立ち入りを禁止すること。

ロ 見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じた適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡視させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第九十二条（保安規定）
法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの。
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの。
- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
- (3) 放射線管理に関すること。
- (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。

- (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 八 その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項。
- 八 発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの。
 - イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。
 - ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項。
 - ハ 異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。
 - ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。
 - ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
- 九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
- 十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
- 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

- 二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
- 二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項。
- 2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第八号ニこれを変更しようとする場合にあつては、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、劣化評価への影響を評価した結果を記載した書類を含む。）を添えて、申請しなければならない。
- 3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
 - 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
 - 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
 - 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
 - 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの。
 - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
 - ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの。
- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。
- (3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。

- (4) 放射線管理に関すること。
- (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
- (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 八 その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項。
- 六 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 七 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
- 八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
- 十六 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関するを含む。）。

十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 廃止措置の管理に関すること。

二十二 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

四 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

五 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第九十三条 削除

第九十四条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。

二 令第二十条の五第六号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載すること。

三 令第二十条の五第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。

四 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

八 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 発電用原子炉の運転の開始の予定時期を記載した書類

四 発電用原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類

五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書

七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十二 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

第九十五条 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

九十六 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

九十七 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

九十八 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

九十九 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

第九十六条 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関すること。

四 防護区域（第九十一条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関すること。

五 防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六 特定核燃料物質の管理に関すること。

七 防護区域内防護対象施設及び防護区域外防護対象施設設備の防護に関すること。

八 特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

十 情報システムセキュリティ計画に関すること。

十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関すること。

十二 非常の場合の対応に関すること。

十三 連絡体制の整備に関すること。

十四 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関すること。

十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関すること。

十七 妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第九十一条第二項第二十九号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関すること。

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護（核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

二十一 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

第九十七条 削除

第九十八条 核物質防護管理者の選任等

第九十九条 法第四十三条の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

一 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本及び写し各一通（発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

（核物質防護管理者の要件）

一 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にある者であること。

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認められた者であること。

（安全性の向上のための評価の実施）

第九十九条の二 法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

(安全性の向上のための評価の実施時期)
第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価の結果等の届出)
第九十九条の四 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評価の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の提出部数は、正本一通とする。
(届出事項)

第九十九条の五 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名前及び所在地
(評価に係る調査及び分析並びに評価の方法)
第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。
ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。
ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することと

されている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生防止等の効果

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。
三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。
(評価の結果等の公表)

第九十九条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(特定機器の種類)
第一百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。
一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体
二 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器(兼用キャスク(設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。))であつて、同規則第四条第六項第一号第五号第二項第一号及び第六号第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キャスク」という。
三 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(ブローを要しないものに限る。以下同じ)。
四 第三条第一項第二号ホ(4)のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置
五 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備
六 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備
七 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、無停電電源装置

八 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置
(型式証明の申請)
第一百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器の構造及び設備
五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 特定機器の安全設計に関する説明書
二 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書
三 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を付するときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明の変更)
第一百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 変更の内容
三 変更の理由
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
二 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書
三 原子力規制委員会は、第百三条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

第九十九条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(特定機器の種類)
第一百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。
一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体
二 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器(兼用キャスク(設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。))であつて、同規則第四条第六項第一号第五号第二項第一号及び第六号第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キャスク」という。
三 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(ブローを要しないものに限る。以下同じ)。
四 第三条第一項第二号ホ(4)のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置
五 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備
六 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備
七 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、無停電電源装置

第九十九条の七 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
(特定機器の種類)
第一百条 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。
一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体
二 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器(兼用キャスク(設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。))であつて、同規則第四条第六項第一号第五号第二項第一号及び第六号第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キャスク」という。
三 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(ブローを要しないものに限る。以下同じ)。
四 第三条第一項第二号ホ(4)のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置
五 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、ガスタービンを原動力とする発電設備
六 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備
七 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備のうち、無停電電源装置

3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明に係る変更の届出)
第一百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
(特定機器型式証明通知書の交付)
第一百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書
(型式証明番号等の告示)
第一百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
一 型式証明の番号
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明に係る変更の届出)
第一百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
(特定機器型式証明通知書の交付)
第一百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書
(型式証明番号等の告示)
第一百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
一 型式証明の番号
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明に係る変更の届出)
第一百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
(特定機器型式証明通知書の交付)
第一百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書
(型式証明番号等の告示)
第一百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
一 型式証明の番号
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明に係る変更の届出)
第一百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
(特定機器型式証明通知書の交付)
第一百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書
(型式証明番号等の告示)
第一百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
一 型式証明の番号
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明に係る変更の届出)
第一百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
(特定機器型式証明通知書の交付)
第一百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書
(型式証明番号等の告示)
第一百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
一 型式証明の番号
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。
4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
(型式証明に係る変更の届出)
第一百三条 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
(特定機器型式証明通知書の交付)
第一百四条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書
二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書
三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書
(型式証明番号等の告示)
第一百五条 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
一 型式証明の番号
二 特定機器の種類
三 特定機器の名称及び型式
四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件
五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(型式指定の申請の範囲)

第六六条 法第四十三條の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する者又はその者から型式設計特定機器を輸入する者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

(型式指定の申請)

第六七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる製造工場の名称及び所在地
- 三 型式設計特定機器の種類
- 四 型式設計特定機器の名称及び型式
- 五 型式設計特定機器の型式証明の番号
- 六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要
- 七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
 - イ 品質管理の実施に係る組織
 - ロ 品質管理活動の計画
 - ハ 品質管理活動の実施
 - ニ 品質管理活動の評価
 - ホ 品質管理活動の改善
- 八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

三 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

第九 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定の変更の承認)

第九八条 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

第十 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

第十一 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

(型式指定に係る変更の届出等)

第九九条 指定製造者等は、第六七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

第十 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その型式指定を取り消すことができる。

第十一 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書の交付)

第一百条 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三條の三の三十一第一項の規定による型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第六八条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三條の三の三十一第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

第一百一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならぬ。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

(型式指定の番号等の告示)

第一百十二条 原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

- 一 型式指定の番号
- 二 特定機器の種類
- 三 型式設計特定機器を使用することができる
- 四 発電用原子炉施設の範囲又は条件
- 五 指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 主たる製造工場の名称及び所在地

第一百三条 法第四十三條の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(長期施設管理計画の認可の申請)

第一百三条 法第四十三條の三の三十二第一項及び第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉に係る長期施設管理計画について同条第一項の認可を受けようとするときは、当該発電用原子炉ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 発電用原子炉の名称

四 長期施設管理計画の期間

五 劣化評価の方法及びその結果に関する次に掲げる事項

イ 通常点検(施設管理実施計画に従つて実施する施設管理のための点検等のうち、その内容がハに掲げる評価の方法又はその結果に密接に関連するものをいう。以下この号及び第六十三條の六第二項第三号において同じ。)及び劣化点検(通常点検以外の点検又は検査であつて、発電用原子炉施設の劣化の状況を把握するため追加的に実施する必要があるものをいう。以下この号、第六十三條の四第一項第三号及び第六十三條の六第二項において同じ。)の方法及びその結果

ロ 特別点検(通常点検及び劣化点検以外の点検又は検査であつて、長期間の運転に伴つて生じるおそれがある発電用原子炉施設の劣化の有無若しくは状況を精密に調査し、又は確認するため特別に実施する必要があると原子力規制委員会が認めるものをいう。以下同じ。)の方法及びその結果

次に掲げる事項

- (1) 評価期間
- (2) 評価対象機器等(発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な機器及び構造物のうち、経年劣化に関する技術的な評価の対象とすべきものをいう。以下第六十三條の四第一項第五号及び第六十三條の六第二項第四号において同じ。)
- (3) 評価方法及び評価結果

六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片(技術基準規則第二十二條に規定する監視試験片をいう。以下同じ。)を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験(以下第六十三條の四第一項第六号において「監視試験」という。)に関する措置を含む。)

七 技術の旧式化(科学技術の進展に伴い、その技術が旧式となり一般に利用されなくなることをいう。その他の事由により、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品又は役務の調達に著しい支障が生じることとを予防するための措置)

八 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置(中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片(技術基準規則第二十二條に規定する監視試験片をいう。以下同じ。)を用いて第四号の期間中に実施する必要がある試験(以下第六十三條の四第一項第六号において「監視試験」という。)に関する措置を含む。)

前条第一項第二号又は第三号に掲げる変更に該当しないこととなるもの

二 第百十三条第一項第六号に掲げる事項であつて、当該事項の変更が発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項を変更することとなるもの

三 第百十三条第一項第七号から第九号までに掲げる事項であつて、当該事項の変更が劣化評価の方法又はその結果に影響がないことが明らかでないもの

二 発電用原子炉設置者は、次に掲げるところにより、同項の規定による劣化評価を実施しなければならない。

一 発電用原子炉施設の使用の履歴及び施設管理の状況に基づき、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて劣化点検の方法を定めること。

二 原子力規制委員会が必要と認める特別点検を原子力規制委員会が必要と認める時期に実施すること。

三 通常点検及び劣化点検の結果（特別点検を実施したときはその結果を含む。）に基づき、地震、津波その他の自然現象により受けた影響を考慮して発電用原子炉施設の劣化の状況を把握すること。

四 発電用原子炉施設の使用の履歴及び劣化の状況に基づき、その特性に応じた評価対象機器等を選定し、最新の科学的及び技術的な知見を踏まえて経年劣化に関する技術的な評価の方法を定めること。

三 法第四十三條の三の三十二第五項の規定による劣化評価を実施するため追加点検（二回目以降の特別点検をいう。以下この条において同じ。）を実施しようとする者は、あらかじめ、申請により、その実施しようとする追加点検が前回の特別点検（既に追加点検を実施したことがある場合は、特別点検及び前回までの追加点検）の結果を踏まえた適切かつ十分なものであるかどうかの原子力規制委員会の確認を受けることができる。

四 前項の確認を受けようとする者は、その実施しようとする追加点検の実施時期、実施方法その他重要な事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

五 第三項の確認を申請した者が当該申請に係る確認を受けるまでの間に前項の申請書に記載さ

れた追加点検の全部又は一部に着手したときは、当該追加点検の全部又は一部に係る第三項の確認については、申請の取下げがあつたものとみなす。

六 第三項の確認を受けた者が当該確認を受けた追加点検に係る第百十三条第一項第五号に掲げる事項を記載した長期施設管理計画について法第四十三條の三の三十二第三項の認可を受けようとするときは、その申請書には、第百十三條第二項各号に掲げる書類のほか、当該確認を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

七 原子力規制委員会は、追加点検の適確な実施を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において第三項の確認に条件を付し、又は同項の確認を取り消すことができる。

第百十四條 法第四十三條の三の三十二第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準は、劣化評価の方法が前条第二項各号に適合するものであることとする。

二 法第四十三條の三の三十二第六項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準は、長期施設管理計画の期間において、当該期間における運転に伴い生じる劣化を考慮した上で発電用原子炉施設が技術基準規則に定める基準に適合するものであることとする。

（廃止措置として行うべき事項）
第百十五條 法第四十三條の三の三十三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、発電用原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄及び第六十七條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）
第百十五條の二 法第四十三條の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称
四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地

五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し
七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。）
八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄
九 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
十 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十六條及び第百二十六條において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
十三 廃止措置の実施体制
十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十五 廃止措置の工程
十六 廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第百十五條の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む。）

（廃止措置実施方針の公表）
第百十五條の三 法第四十三條の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）
第百十五條の四 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）
第百十六條 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業所の名称及び所在地
三 発電用原子炉の名称

四 廃止措置対象施設及びその敷地
五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
六 性能維持施設
七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
八 核燃料物質の管理及び譲渡し
九 核燃料物質による汚染の除去
十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
十一 廃止措置の工程
十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料
二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図
三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書
四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書
五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書
六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書
八 廃止措置の実施体制に関する説明書
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第百十七條 法第四十三條の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業所の名称及び所在地

- 三 発電用原子炉の名称
- 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項
- 五 変更の理由
- 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置計画に係る軽微な変更)
- 第百十八條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 2 法第四十三條の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- (廃止措置計画の認可の基準)
- 第百十九條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げたとおりとする。
 - 一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。
 - 二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。
 - 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。
 - 四 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

- 六 核燃料物質による汚染の除去の実施状況
- 七 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の実施状況
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
 - 一 核燃料物質による汚染の分布状況
 - 二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- (廃止措置の終了確認の基準)
- 第百二十一條 法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げたとおりとする。
 - 一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。
 - 二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。
 - 三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄が終了していること。
 - 四 第六十七條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し完了していること。
- (廃止措置終了確認証)
- 第百二十二條の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)
- 第百二十二條 法第四十三條の三の三十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十六條の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)
- 第百二十三條 法第四十三條の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)
- 第百二十四條 法第四十三條の三の三十五第四項において準用する法第十二條の七第四項の規定により、法第四十三條の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変

- 更の認可を受けようとする者は、第百十七條の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- (旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)
- 第百二十五條 法第四十三條の三の三十五第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。
- 2 法第四十三條の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- (旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等)
- 第百二十六條 法第四十三條の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三條の三の三十四及び第四十三條の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。
- 2 前項の場合において、法第四十三條の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。
- 3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。
- (指定の申請)
- 第百二十七條 第六十七條第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。
- (申請書及び添付書類)
- 第百二十八條 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。
 - イ 一の事項を記載した申請書
 - ロ 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ハ 記録保存業務(第六十七條第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地
 - ニ 記録保存業務を開始しようとする年月日
 - ヘ 行おうとする記録保存業務の範囲
 - ニ 定款及び登記事項証明書
 - 三 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

- 四 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 役員の名及び経歴を記載した書類
- 六 記録保存業務の実施の方法に関する計画
- 七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
- 八 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類(指定の基準)
- 第百二十九條 原子力規制委員会は、第百二十七條の申請を行った者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。
 - 一 次に掲げる事由に該当しないこと。
 - イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第三百三十一條の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - ハ その業務を行う役員のうちイに該当する者がある者
 - ニ その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 四 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことにより記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (措置の要求)
- 第百三十條 原子力規制委員会は、第六十七條第五項の指定を受けた者(以下「指定記録保存機関」という。)が前条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。
- (指定の取消し)
- 第百三十一條 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するとき(第六十七條第五項の指定を取り消すことができる。)
- 一 第百二十九條各号の規定に適合しなくなつたとき。

二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに
応じないとき。
三 不正の手段により第六十七条第五項の指定
を受けたとき。
四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃
止する日の六月前までに、その旨を原子力規
制委員会に届け出たとき。
(指定等の公示)

第三百三十二條

原子力規制委員会は、次の場合に
は、その旨を官報に公示するものとする。
一 第六十七条第五項の指定をしたとき。
二 前条の規定により指定を取り消したとき。
(報告徴求)

第三百三十三條

原子力規制委員会は、記録保存業
務の適正な実施を確保するため必要があると認
めるときは、指定記録保存機関に対し、その業
務の状況に関し、報告を求めることができる。
(事故故障等の報告)

第三百三十四條

法第六十二条の三の規定により、
発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等
を含む。次条及び第三百三十六條において同じ。
は、次の各号のいずれかに該当するときは、そ
の旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置
を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなけれ
ばならない。ただし、当該事象の原因及び再発
を防止するために講ずる内容が、過去に発生し
た類似の事象により明らかであるときは、その
状況及びそれに対する処置を報告することを要
しない。
一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたこ
と。
二 発電用原子炉の運転中において、発電用原
子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転
が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転
を停止することが必要となったとき又は五バ
ーセントを超える発電用原子炉の出力変化が
生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化
が必要となったとき。ただし、次のいずれか
に該当するときであつて、当該故障の状況に
ついて、発電用原子炉設置者の公表があつた
ときを除く。
イ 定期事業者検査(第五十五条第三項の規
定を適用して行うものを除く。)の期間で
あるとき(当該故障に係る設備が発電用原
子炉の運転停止中において機能及び作動の
状況を確認することができないものである
場合に限る。)

ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故
障に関して変化が認められないときであつ
て、発電用原子炉設置者が当該故障に係る
設備の点検を行うとき。
ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要とな
つたとき。
三 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会
が定める発電用原子炉施設の安全を確保する
上で重要な機器及び構造物(以下この号及び
次号において「安全上重要な機器等」とい
う。)又は設置許可基準規則第四十三条第二
項に規定する常設重大事故等対処設備に属す
る機器及び構造物(以下この号及び次号にお
いて「常設重大事故等対処設備に属する機器
等」という。)の点検を行った場合において、
当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十
七条若しくは第十八条に定める基準に適合し
ていないと認められたとき、当該常設重大事
故等対処設備に属する機器等が技術基準規則
第五十五条若しくは第五十六条に定める基準
に適合していないと認められたとき又は発電
用原子炉施設の安全を確保するために必要な
機能を有していないと認められたとき。
四 火災により安全上重要な機器等又は常設重
大事故等対処設備に属する機器等の故障があ
つたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼
の防止の措置によるときを除く。
五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障
(発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微な
ものを除く。)により、運転上の制限を逸脱
したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合
であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める
措置が講じられなかったとき。
六 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事
態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄
物の排気施設による排出の状況に異状が認め
られたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水
施設による排出の状況に異状が認められたと
き。
七 気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて
排出した場合において、周辺監視区域の外の
空気中の放射性物質の濃度が第九十条第四号
の濃度限度を超えたとき。
八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて
排出した場合において、周辺監視区域の外側
の境界における水中の放射性物質の濃度が第
九十条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ
れた物(以下この条において「核燃料物質
等」という。)が管理区域外で漏えいしたと
き。
十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事
態が生じたことにより、核燃料物質等が管理
区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいづ
れかに該当するとき(漏えいに係る場所につ
いて人の立入制限、鍵の管理等の措置を新た
に講じたとき又は漏えいした物が管理区域外
に広がったときを除く。を除く。
イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該
漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏
えいの拡大を防止するための堰の外に拡大
しなかつたとき。
ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合
において、漏えいした場所に係る換気設備
の機能が適正に維持されているとき。
ハ 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微
量のときその他漏えいの程度が軽微なと
き。

一 発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発
電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合
には、消火又は延焼の防止に努めるとともに
直ちにその旨を消防吏員に通報すること。
二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場
合には、必要に応じてこれを安全な場所に移
し、関係者以外の者の立入りを禁止するこ
と。
三 放射線障害の発生を防止するため必要があ
る場合には、発電用原子炉施設の内部に在
る者及び付近にいる者に避難するよう警告する
こと。
四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、
速やかに、その広がりの防止及び除去を行う
こと。
五 放射線障害を受けた者又は受けたおそれの
ある者がいる場合には、速やかに救出し、避
難させる等緊急の措置を講ずること。
六 その他放射線障害を防止するために必要な
措置を講ずること。
(報告の徴収)

第三百三十六條

発電用原子炉設置者は、工場又は
事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状
及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物
質の種類別の年間放出量、固体状及び液体状の
放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量
等 放射線業務従事者の一年間の線量分布並び
に一般公衆の実効線量の評価に係るものにあつ
ては毎年四月一日からその翌年の三月三十一日
までの期間について、その他のものにあつては
毎年四月一日から九月三十日までの期間及び十
月一日からその翌年の三月三十一日までの期間
について作成し、それぞれ当該期間の経過後四
十五日以内に原子力規制委員会に提出しなけれ
ばならない。
2 前項の報告書の提出部数は、正本一通とす
る。
(届出書の提出部数)

第三百三十七條

法第四十三条の三の八第三項、第
四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の
十九第二項の規定による届出書の提出部数は、
正本一通とする。
(電磁的記録媒体による手続)

第三百三十八條

次の各号に掲げる書類の提出につ
いては、当該書類の提出に代えて、当該書類に
記載すべきこととされている事項を記録した電
磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作ら

第三百三十五條

法第六十四条第一項の規定によ
り、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる
応急の措置を講じなければならない。
(危険時の措置)

十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し
る人の障害(放射線障害以外の障害であつて入
院治療を必要としないものを除く。)が発生
し、又は発生するおそれがあるとき。

れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第六十四条第一項又は第三項の運転計画
二 第六十五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書
三 第九十五条第三項の届出書
四 第九十六条第一項の申請書
五 第九十八条第二項の届出書
六 第三百三十六条第一項の報告書

附則 この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附則（昭和五十五年一月一日）
業省令第六〇号）
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附則（昭和五十五年二月二日）
業省令第七四号）
この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。ただし、第十二条第二号の次に一号を加える改正規定中通商産業大臣の指定に係る部分は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年八月二日）
業省令第五三三号）
この省令は、昭和五十六年八月二十一日から施行する。

附則（昭和六一年一月二日）
業省令第七七号）
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。

附則（平成元年三月二日）
業省令第八号）
この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年五月一九日）
業省令第二六号）

1

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成元年五月二十六日）から施行する。

附則（平成五年六月二日）
業省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年五月二日）
業省令第四六号）
この省令は、平成六年六月一日から施行する。

附則（平成七年二月一日）
業省令第一〇一号）
この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附則（平成八年七月二日）
業省令第五七号）
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附則（平成九年三月二日）
業省令第三九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三〇日）
業省令第三四号）
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三十一日）
業省令第四三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一月一日）
業省令第八九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年四月二日）
業省令第一一三三号）
この省令は、平成一二年四月二日通商産業省令第九八号）
この省令は、平成一二年七月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年一〇月三十一日）
業省令第三二八号）
この省令は、平成一三年一月六日から施行する。
附則（平成一三年三月二日）
業省令第二二二号）
この省令は、平成一三年四月一日から施行する。
附則（平成一三年三月三〇日）
業省令第二四四号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一三年八月三〇日）
業省令第一八七号）
抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行の際現に改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十二条第三号の規定により経済産業大臣が指定する者の認定を受けている者は、改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十二条第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める基準に適合したものとみなす。この場合において、当該基準に適合したものに係る有効期間については、なお従前の例による。
附則（平成一四年一月二八日）
業省令第五五号）
この省令は、平成一四年一月三十一日から施行する。ただし、第三十条の次に一条を加える改正規定（第三十一条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成一四年三月一日から施行する。
附則（平成一四年一月三十一日）
業省令第二二二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一四年四月二日）
業省令第七八号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一五年三月一七日）
業省令第二二二号）
この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一五年三月十七日）から施行する。

附則（平成一五年三月三十一日）
業省令第四三三号）
抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一五年九月二日）
業省令第一〇五号）
この省令は、平成一五年十月一日から施行する。
附則（平成一五年九月二日）
業省令第一〇〇号）
この省令は、平成一五年十月一日から施行する。
附則（平成一五年九月二日）
業省令第一一三三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一五年十月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成一五年十二月三十一日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならぬ。
2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、改正後の第十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附則（平成一七年三月四日）
業省令第一四四号）
この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一七年三月七日）から施行する。
附則（平成一七年一月二日）
業省令第一〇四号）
（施行期日）
1 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成一七年十一月一日）から施行する。ただし、第十五条の三の改正規定（「第一条の二第三号」を「第二条第三号」に改める部分を除く。）及び第十九条の二第一項の改正規定は、平成一八年六月一日から施行する。
（経過措置）
2 改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十八条第一項の規定による届出をした原子炉設置者につ

3 この省令の公布の際現に法第四十三條の二第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者は、平成十八年二月二十八日まで、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九條の二第一項の規定により核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

附則（平成一七年二月二六日経済産業省令第一二二号）
この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二六日経済産業省令第一一九号）
（施行期日）
この省令は、核燃料物質等の工場又は事業所外における運搬に関する規則の一部を改正する省令の施行の日（平成十九年一月一日）から施行する。

附則（平成一九年六月一五日経済産業省令第四三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年八月九日経済産業省令第五四号）
（施行期日）
この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第七條の三の五の改正規定、第七條の三の七の改正規定、第七條の三の七の次に一條を加える改正規定及び第七條の三の七の規定は、平成十九年十二月十四日から施行する。

2 この省令の公布の際現に法第三十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十九年九月三十日まで、第十六條の改正規定（同條第一項第十六号中「関すること」の下に「（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む）」を加える部分を除く。）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

1 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第七條の三の五の改正規定、第七條の三の七の改正規定、第七條の三の七の次に一條を加える改正規定及び第七條の三の七の規定は、平成十九年十二月十四日から施行する。

3 この省令の公布の際現に法第三十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成十九年十一月三十日まで、第十六條の改正規定（同條第一項第十六号中「関すること」の下に「（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含む）」を加える部分に限る。）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

附則（平成二〇年三月二八日経済産業省令第二四号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一條中核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六條の二の改正規定、第二條中核燃料物質の加工の事業に関する規則第七條の九の改正規定、第三條中使済燃料の再処理の事業に関する規則第六條の三の改正規定、第四條中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五條の三の改正規定、第六條中核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三條の二の改正規定（第五十一條の十六第三項）を「第五十一條の十六第四項」に改める部分を除く。、第八條中使済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六條の改正規定及び第九條中研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五條の改正規定については、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二〇年六月二〇日経済産業省令第四四号）
（施行期日）
この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。

2 この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日まで、この省令の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

附則（平成二〇年八月二九日経済産業省令第六〇号）
（施行期日）
この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

1 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の前日にこの省令による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧規則」という。）第七條の三の規定により定められた品質保証計画は、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第七條の三第一項の規定により定められた品質保証計画とみなす。

3 この省令の施行の前日に旧規則第十五條の二第一項の規定により行われた評価は、新規則第七條の五第一項の規定により行われた評価とみなす。

4 この省令の施行の前日に旧規則第十五條の二第二項又は第三項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、新規則第十一條の二第一項又は第二項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

5 この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年十月三十一日まで、新規則第十六條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

6 前項の規定により保安規定を定め、これを記載した申請書を提出するに当たっては、原子炉の運転期間の設定に関する説明書を添えて申請しなればならない。

7 この省令の施行の際現に使用している原子炉施設については、新規則第十一條第一項の規定にかかわらず、当該原子炉施設についての電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四條第一項の検査であつて平成二十一年四月一日（以下「基準日」という。）以後最初に行われるものの開始する日の三月前の日までの間は、次の各号に掲げる措置を講じることが要しない。

一 新規則第十一條第一項第三号に規定する原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について

一定量的に定める保守管理の目標を定めると。

二 新規則第十一條第四号イ、ロ及びハに掲げる事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従つて保守管理を実施すること。

8 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に原子炉の運転を相当期間停止している原子炉施設については、新規則第十一條の規定は、基準日から適用する。

附則（平成二〇年二月一日経済産業省令第八七号）抄
この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月一八日経済産業省令第八七号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六條の規定は平成二十一年一月二日から、第一條から第五條まで及び第七條から第九條までの規定は同年四月一日から施行する。

2 この省令の公布の際現に規制法第三十七條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者（同法第四十三條の三の二第二項の認可を受けている者に限る。）は、平成二十一年三月二日まで、この省令第三條の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六條第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなればならない。

附則（平成二二年三月三一日経済産業省令第一八号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の公布の際現にこの省令第一條の規定による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六條第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一條の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六條第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製錬規則第六條

附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第二条 設置法附則第二十三条第一項の規定による届出又は同条第四項の規定による提出（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書又は書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 届出等に係る工場又は事業所の名称及び所在地
三 第八条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る者にあつては、第十六条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第三条第一項第六号に掲げる事項）

四 新実用炉規則第三条第一項第七号イ及びロに掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研開炉規則第三条第一項第七号イ及びロに掲げる事項）

2 第一項の届出書又は書類には、新実用炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類（研究開発段階発電用原子炉に係る者にあつては、新研開炉規則第三条第二項第九号及び第十号に掲げる書類）を添付しなければならない。

第三条 この規則の施行の際既に施設し、又は施設に着手した工事であつて、この規則の施行により設置法附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「第四号新規制法」という。）第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の

規定に該当するもの（設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）第四十七号第一項又は第四十八号第一項の規定に該当するものを除く。）については、第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

第四条 この規則の施行前に原子力発電用工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）第二十条第四項、第二十七条第四項、第三十一条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電用工作物（旧電気事業法第六十六条第一項に規定する原子力発電用工作物をいう。以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新実用炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項、第三十三条第四項又は第五十一条第四項の規定による当該原子力発電用工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

2 この規則の施行前に原子力保安省令第二十条第四項、第二十七条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設である原子力発電用工作物に係る連絡は、それぞれ新研開炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項又は第四十七条第四項の規定による当該原子力発電用工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

第五条 新実用炉規則第三十一条第三項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査を受けるべき燃料体（同条第一項に規定する燃料体をいう。）に係る燃料材（新実用炉規則第三条第一項第二号ハ（2）（イ）に規定する燃料材をいう。）の成形加工を平成十五年十月一日前に開始しているものに関する新実用炉規則第三十一条第三項の表第一号の上欄の規定の適用については、同表第一号の上欄中「ウラン・プルトニウム混合酸化燃料材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類。この場合において、

同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

第六条 この規則の施行の際既に溶接をし、又は溶接を完了した原子炉容器等（第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する原子炉容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項の規定に該当するものを除く。以下同じ。）であつて輸入したもの以外のもの若しくはこの規則の施行前に輸入した原子炉容器等については、第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による検査をすることを要しない。

第七条 この規則の施行前に旧電気事業法第四十二条第一項又は第二項の規定により届け出られた保安規程（原子力保安省令第四条第三項各号に掲げる事項に関するものに限る。）は、新実用炉規則第四十六条第一項の規定により提出された同条第二項第三号から第五号までに掲げる書類とみなす。

第八条 この規則の施行の際現に特定重要電気工作物（旧電気事業法第五十四条第一項に規定する特定重要電気工作物をいう。）のうち原子力発電用工作物であるもの特定重要発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設をいう。）がこの規則の施行後最初に受けるべき同項の検査に係る検査時期に関する新実用炉規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「施設定期検査」とあるのは「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一号の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四条第一項の検査（以下「旧定期検査」という。）」と、同項の表中「施設定期検査」とあるのは「旧定期検査」とする。

第九条 平成二十六年三月三十一日までの間は、新実用炉規則第四十八条第一項の表第三号下欄中「二十四月」とあるのは「十八月」と読み替えるものとする。

第十条 この規則の施行前に第八条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第十一条の二第一項の規定により策定された旧発電用原子炉（設置法附則第七十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の

規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る原子炉施設（第四号旧規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。以下同じ。）についての保守管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二条第一項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

2 この規則の施行前に旧実用炉規則第十一条の二第二項の規定により策定された旧発電用原子炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する方針（同項の規定により旧発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第八十二条第二項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

3 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第八十二条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「十年間」とする。ただし、次項の規定による保安規定の変更の認可の申請に係る既設発電用原子炉については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があつた日以後においては、この限りでない。

4 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉を設置している者は、当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合であつて、当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合には、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までに新規制法第四十三条の三の三十一第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十五号に掲げる事項のうち当該既設発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての長期保守管理方針の変更に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十一条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二條第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第三十七条

規定に該当するもの（設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）第四十七号第一項又は第四十八号第一項の規定に該当するものを除く。）については、第四号新規制法第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の規定にかかわらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

この規則の施行前に原子力発電用工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）第二十条第四項、第二十七条第四項、第三十一条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電用工作物（旧電気事業法第六十六条第一項に規定する原子力発電用工作物をいう。以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新実用炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項、第三十三条第四項又は第五十一条第四項の規定による当該原子力発電用工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

第一項の規定による認可を受けている者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年十月七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十号又は新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十号並びに新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 保安規定認可者は、この規則の施行後最初に第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）第八号及び第九号並びに第三章の規定又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第八号及び第九号並びに第三章の規定に適合するため必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで）を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規

制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三条、第九十二条第一項第十六号及び第三項第十五号並びに第九十五条第一項及び第二項並びに原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第十二号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八十七条第一項第十六号及び第三項第十六号並びに第九十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 この規則の施行の際現に設置法附則第二十二條第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第四十三条の二第二項の規定による認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、新実用炉規則第九十一条第二項第十六号の規定は、平成二十五年十二月二十七日までは適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年九月二十六日まで

に第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十六条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 核物質防護規定認可者については、新研開炉規則第八十六条第二項第十六号の規定は、平成二十六年三月二十八日まで適用しない。この場合において、核物質防護規定認可者は、平成二十五年十二月二十七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新研開炉規則第九十一条第一項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

第十四条 核物質防護規定認可者は、この規則の施行後最初に第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用炉設置許可基準

規則第四十二条又は研開炉設置許可基準規則第四十二条の規定に適合するために必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十七第一項に規定する核物質防護規定の変更の認可（新実用炉規則第九十六条第一項第八号又は新研開炉規則第九十一条第一項第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第九十一条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十六条第一項第八号の規定並びに新研開炉規則第八十六条第二項第十三号、同項第十七号及び第九十一条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行前に原子力保安省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新実用炉規則又は新研開炉規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新実用炉規則又は新研開炉規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第十四条 第十條の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第六十七條第一項及び第七項（同項の表第十一号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第七十七條の規定の適用については、施行日以後初めて第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

2 第五号新規制法第四十三条の三の二十九第三項に基づく届出の日前に第五号旧規制法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七條第一項の表の上欄に掲げる事

項（同項の表第十一号に係る部分に限る。）の保存については、なお従前の例による。

第十五条 この規則の施行の際現に設置法附則第三十条第一項の規定により第五号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第五号旧規制法第四十三条の三の五第一項の規定による許可を受けている者がこの規則の施行後最初にすべき第五号新規制法第四十三条の三の二十九第一項の規定による評価に係る同項に規定する原子力規制委員会定める時期は、第十条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十九条の三の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。

附則（平成二十六年二月二十八日原子力規制委員会規則第一号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第四条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則（平成二十七年八月三十一日原子力規制委員会規則第六号）抄

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月二十四日原子力規制委員会規則第四号）抄

この規則は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年八月一日原子力規制委員会規則第八号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 この規則の施行前に施設に着手した工事であつて、この規則の施行により新たに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三条の三の九第一項又は法第四十三条の三の十第一項の規定に該当するものを行っている者は、この規則の施行後においても引き続きその工事を行うことができる。

第三條 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項又は添付すべき書類については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「新実用炉規則」という。)別表第二の規定の例によることのできる。

(書類の提出)

第四條 次に掲げる工事の計画であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)第一條及び第十二條並びに第三章の規定に適合していると認められたもの(新実用炉規則別表第二の規定の例によるものを除く。)については、この規則の施行後、遅滞なく、新実用炉規則別表第二の規定の例により、新実用炉規則第九條第一項第二号又は第十二條第一項第二号に掲げる工事計画に関する書類を作成し、及び必要な書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第一項 この規則の施行前に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の規定による認可を受けた工事の計画

二 この規則の施行前に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出が受理された日から三十日(法第四十三条の三の十第三項の規定により同条第二項に規定する期間が短縮された場合又は同条第五項の規定により同条第二項に規定する期間が延長された場合)にあつては、当該短縮又は延長後の期間)を経過した工事の計画

附則(平成二八年九月二一日原子力規制委員会規則第一〇号)抄

第一條 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二條 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者(以下「核物質防護規定認可者」という。)については、これらの規定による核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下「新再処理規則」という。)第十九條第一項第五号及び同項第十三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「新実用炉規則」という。)第九十六條第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「新研開炉規則」という。)第九十一條第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係るものについては平成二十九年三月三十一日までに、新再処理規則第九十九條第一項第四号、新実用炉規則第九十六條第一項第四号又は新研開炉規則第九十一條第一項第四号に掲げる事項に係るものについては公布の日から起算して一年を経過する日までに申請しなければならぬ。

2 前項の規定により新再処理規則第九十九條第一項第五号及び同項第十三号、新実用炉規則第九十六條第一項第五号及び同項第十四号又は新研開炉規則第九十一條第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分にあつた日までの間は、新実用炉規則第九十一條第二項第五号ハの規定にかかわらずなお従前の例によるものとし、並びに新再処理規則第十六條の三第二項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同規則第二十一号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十一條第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号又は新研開炉規則第八十六條第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号の規定は適用しない。

3 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則(以下「旧再処理規則」という。)第十六條の三第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「旧実用炉規則」という。)第九十一條第二項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「旧研開炉規則」という。)第八十六條第二項第五号イの規則(以下「旧研開炉規則」という。)第八十六條第二項第五号イの規則により行つた証明書等の発行又は旧再処理規則第十六條の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十一條第二項第二十七号若しくは旧研開炉規則第八十六條第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者(以下単に「業務上知り得る者」という。)の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分があつた日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六條の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十一條第二項第二十八号若しくは新研開炉規則第八十六條第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

4 第一項の規定により新再処理規則第九十九條第一項第四号、新実用炉規則第九十六條第一項第四号又は新研開炉規則第九十一條第一項第四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分にあつた日までの間は、新再処理規則第十六條の三第二項第一号、新実用炉規則第九十一條第二項第一号又は新研開炉規則第八十六條第二項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成二八年一月二二日原子力規制委員会規則第一二二号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年八月七日原子力規制委員会規則第一二二号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年九月二八日原子力規制委員会規則第一四〇号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年八月二二日原子力規制委員会規則第一六六号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年八月二二日原子力規制委員会規則第一八〇号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年八月二二日原子力規制委員会規則第一八〇号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年八月二二日原子力規制委員会規則第一八〇号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年八月二二日原子力規制委員会規則第一八〇号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年八月二二日原子力規制委員会規則第一八〇号) この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一條 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

第二條 この規則(別表第三に係る改正規定)については、当該規定の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。

(施行期日)

附則(平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号) この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成三〇年八月二二日原子力規制委員会規則第八〇号) この規則は、公布の日から施行する。

に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書について適用するものとし、同日前の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。

試験研究の用に供する原子炉第十八条別記様等の設置、運転等に関する規第一項 式第二

核燃料物質の使用等に関する規第七條別記様規	一項 式第一	の二
核燃料物質の加工の事業に関する規第十條別記様規	一項 式第一	
使用済燃料の再処理の事業に関する規第二十一條別記様規	式第一	
實用発電用原子炉の設置、運転に関する規第六條第二	式第二	
核燃料物質又は核燃料物質に第二十七條別記様よつて汚染された物の第二種第一項 式第五	式第一	
核燃料物質又は核燃料物質に第四十條別記様よつて汚染された物の廃棄物第一項 式第一	式第一	
研究開発段階発電用原子炉の第三百三十條別記様設置、運転等に関する規	第一項 式第一	
使用済燃料の貯蔵の事業に関する規第四十八條別記様規	第一項 式第一	
核燃料物質又は核燃料物質に第九十一條別記様よつて汚染された物の第一種第一項 式第二	式第一	

附則（平成三十一年四月二日原子力規制委員会規則第五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）抄
この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号）抄
この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附則（令和二年一月二三日原子力規制委員会規則第三号）抄
（施行期日）
第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

第二条 實用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の廃止
第三条 實用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第七号）は、廃止する。

べき新法第四十三條の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三ヶ月を超えない時期に行うものとする。ただし、第三項に該当する場合はこの限りでない。

2 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設であつて、旧法第四十三條の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三條の三の十六第一項の検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。ただし、次項に該当する場合はこの限りでない。

一 旧實用炉規則第四十九條第一項の規定に該当しない発電用原子炉 直近の施設定期検査が終了した日以降十三ヶ月を超えない時期

二 旧實用炉規則第四十九條第一項の規定に該当する発電用原子炉 施行日から十三ヶ月を超えない時期

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている発電用原子炉施設については、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三條の三の十六第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日から令和二年四月三十日までの間に新法第四十三條の三の十六第一項の検査を開始しようとする者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。次項において同じ。）に係る新實用炉規則第五十七條の三第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前まで（第五十六條第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）」とする。

2 施行日から令和二年四月三日までの間に新法第四十三條の三の十六第一項の検査を開始しようとする者に係る新實用炉規則第五十七條の三第二項の規定の適用については、同項中「原子炉の起動予定日の三日前」とあるのは、「この規則の施行の日」とする。

3 前条第三項の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新實用炉規則第五十七條の三第二項の規定（同条第一項第一号に掲げるときに係るものに限る。）は、適用しない。

第五条 施行日前に旧法第四十三條の三の二十一の規定により記録した旧實用炉規則第六十七條第一項の表の上欄に掲げる事項の保存について

は、なお従前の例による。この場合において、同表第一号イ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは、「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と読み替えるものとする。

第六条 この規則の施行の際現に発電用原子炉施設の設置の工事に着手している者又は旧法第四十三條の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可を受けている者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日までに新法第四十三條の三の二十四第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新實用炉規則第六十九條から第九十條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この規則の施行の際現に旧法第四十三條の三の三十四第二項の規定による認可を受けている者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日までに新法第四十三條の三の三十四第三項において読み替えて準用する新法第十二條の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新實用炉規則第一百六條第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新實用炉規則第一百六條第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律
 第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 旧実用炉規則 この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

四 新実用炉規則 この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

五 施行日 この規則の施行の日をいう。

附則（令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和四年三月一六日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号）

（施行期日）
 第一条 この規則は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百

三十四条各号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則第三十五条各号、核燃料物質又は核燃料物質等による汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二條の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質等による汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五條の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三條の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百二十九條各号並びに核燃料物質又は核燃料物質等による汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九條各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附則（令和五年九月二八日原子力規制委員会規則第四号）

（施行期日）

第一条 この規則は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年六月六日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十四年既設発電用原子炉（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であつて、この規則の施行の際現に設置されているものをいう。）についての第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第百十三條第一号の規定の適用については、同号中「最初に法第四十三條の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「最初に原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一條の規定による改正前の電気事業法第四十九條第一項の検査に合格した」とする。

（特別点検の特例）

第三条 改正法第二条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉についての新実用炉規則第百十三條第一項第五号ロ（新実用炉規則第百十三

条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する特別点検（初回のものに限る。）の方法及びその結果については、この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百十三條第二項第一号に規定する申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の方法及びその結果をもつて代えることができる。

（改正法附則第六條第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更）

第四条 改正法附則第六條第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、新実用炉規則第百十三條の五第一項各号に掲げる変更とする。

附則（令和五年二月四日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

附則（令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第八条、第十一条、第十七条関係）	この規則は、公布の日から施行する。
工事の種類	認可を要するもの
設置の工事	発電用原子炉の設置
変更の工事	（一）発電用原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（五）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（六）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（七）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（八）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（九）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十一）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十二）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十三）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十四）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十五）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十六）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十七）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十八）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（十九）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十一）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十二）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十三）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十四）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十五）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十六）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十七）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十八）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（二十九）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十一）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十二）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十三）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十四）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十五）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十六）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十七）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十八）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（三十九）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十一）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十二）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十三）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十四）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十五）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十六）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十七）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十八）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（四十九）原子炉の基数の増加の工事
その他の工事	（五十）原子炉の基数の増加の工事

（1）沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの	（2）炉心に係るもの	（3）燃料体	（4）チャンネルボックス	（5）反射材	（6）炉心支持構造物に係るもの	（7）原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）	（8）原子炉圧力容器支持構造物に係るもの	（9）原子炉圧力容器付属構造物に係るもの	（10）原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの	（11）原子炉本体の基本設計方針適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	（12）原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの	（13）原子炉施設に係るもの	（14）加圧水型発電用原子炉施設に係るもの
（1）沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの	（2）炉心に係るもの	（3）燃料体	（4）チャンネルボックス	（5）反射材	（6）炉心支持構造物に係るもの	（7）原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）	（8）原子炉圧力容器支持構造物に係るもの	（9）原子炉圧力容器付属構造物に係るもの	（10）原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの	（11）原子炉本体の基本設計方針適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	（12）原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの	（13）原子炉施設に係るもの	（14）加圧水型発電用原子炉施設に係るもの
（1）沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの	（2）炉心に係るもの	（3）燃料体	（4）チャンネルボックス	（5）反射材	（6）炉心支持構造物に係るもの	（7）原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）	（8）原子炉圧力容器支持構造物に係るもの	（9）原子炉圧力容器付属構造物に係るもの	（10）原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの	（11）原子炉本体の基本設計方針適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	（12）原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの	（13）原子炉施設に係るもの	（14）加圧水型発電用原子炉施設に係るもの
（1）沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの	（2）炉心に係るもの	（3）燃料体	（4）チャンネルボックス	（5）反射材	（6）炉心支持構造物に係るもの	（7）原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）	（8）原子炉圧力容器支持構造物に係るもの	（9）原子炉圧力容器付属構造物に係るもの	（10）原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの	（11）原子炉本体の基本設計方針適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	（12）原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの	（13）原子炉施設に係るもの	（14）加圧水型発電用原子炉施設に係るもの

町区市郡県府道(都)	各発1 電用原 炉施電 設置を 原炉子 共通に	類の種 施設記 子炉般 用原一 発電記 載すべ き事項	緊急時対策所 に係る工 事の方法 の変更を 伴うもの	(3) 緊急時対策所 に係る工 事の方法 の変更を 伴うもの	別表第二(第九條、第十二條關係)	添付書類(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関するものに限る。)	送電関係一覧図 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二條第一項に規定するもの)をいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書 工場又は事業所の概要を明示した地形図 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))について電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。 新技術の内容を十分に説明した書類 発電用原子炉施設 の熱精算図 熱出力計算書 発電用原子炉施設の許可との整合性に関する説明書
						認可の申請又は届出に係る工事の内容に関するものに限る。	

2. 発電用原子炉施設の出力及び周波数(発電用原子炉施設に別記するところ)と

排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二條第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)
--

率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書 放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した図面 技術基準規則第二條第二項第三十三号に規定するクラス1機器をいう。)
--

原子炉本体

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項 1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材棒耐放射線性、耐食温度係数、燃料棒ポイド係数及び出力反速度係数)並びに減速材の名称、種類及び組成 2 炉心に係る次の事項 (1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径 (2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。)及び核燃料物質の最大装荷量 (3) 燃料材の最高温度	発電用原子炉施設 の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面 非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面 耐震性に関する説明書 強度に関する説明書 燃料体の耐熱性、耐食温度係数、耐食温度係数、減速材ポイド係数及び出力反速度係数に関する説明書 原子炉本体の基礎及びその基礎の状況 監視試験片の取付箇所を明示した図面
--	---

(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)
 3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料(初装荷及び取替への別に記載すること。)
 4 チャンネルボックスの主要寸法及び材料
 5 反射材の名称、種類及び組成
 6 炉心支持構造物に係る次の事項
 (1) 炉心シユラウド及びシユラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 7 原子炉圧力容器に係る次の事項
 (1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、

材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所
 (2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項
 イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項
 イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモータケージング(改良型沸騰水型発電用原子炉

施設に係るものに限る。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 リ 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)の名称、種類、制限流量、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所
 (4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項
 イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数
 ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数
 ハ シュラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数
 ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数
 ホ スパーージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数

へ 中性子束計測案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数
 8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 9 原子炉本体に係る工事の方法
 加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
 1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、ドップラ係数、ポイド係数及び圧力係数)並びに減速材の名称、種類及び組成
 2 炉心に係る次の事項
 (1) 炉心形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径
 (2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替への別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。)及び核燃料物質の最大装荷量
 (3) 燃料材の最高温度
 (4) 核的・熱的制限値(制御棒クラスタ落下時の制御棒価値及び核的エンタルピー上昇熱水路係数、制御棒クラスタ飛び出し時の制御棒価値及び熱流束熱水路係数、最大線出力密度、水平方向ピーキング係数、最大反応度添加率並びに通常運

び可搬型の別に記載すること。)

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(8) 主配管(スプレイヘッドを含む)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、

外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。)

5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 燃料取扱設備に係る次の事項

(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(2) 原子炉キャビティ及び燃料取替キヤナルの名称、種類、主要寸法及び材料

(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 新燃料貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

(6) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

(7) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用

温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(7) 主配管(スプレイヘッドを含む)の名称、最高使用圧

設 統 却 炉 原
施 系 冷 子

力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	5 燃料取替用水設備に係る次の事項 (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所	(2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法	沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあつては、次の事項 1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度	2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量	3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項 (1) ポンプの名称、容量、揚程又えいを監視する装	原子炉冷却系系統の配管を明示した図面及び系統図 蒸気タービンの給水処理系統図 耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏れを監視する装
--	---	------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	--	----------------------------------	---	---	-----------------------------	--------------------------

は吐出圧力、慣性定置の構成に関する数又は回転速度半減説明書、検出器の時間、最高使用圧力、取付箇所を明示し最高使用温度、主要寸法及び個数並びに計測寸法、材料及び個数範囲及び警報動作並びに原動機の種類、範囲に関する説明出力及び個数(イン明書 ターナルポンプにあ蒸気発生器及び蒸気タービンに基礎却方式及び定格回転に関する説明書及び速度を付記すること及びその基礎の状況を明示した図面	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	(2) ポンプの名称、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	蒸気タービンの制御方法に関する説明書 蒸気タービンの振動管理に関する説明書 蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水として海水を使用しない場合は、可能取水量を記載した書類 安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(パネ式のものを限る。)
--	--	------------------------------------	--	--	---	---

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5) 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものを除く。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあつては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5 残留熱除去設備に係る次の事項 (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最	ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)
---	--	---	---	------------------------------------	--	---------------------	--	--	--

高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、
---	--	---	--	---	-----------------------

最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 主配管（使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(9) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(10) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器的名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

(2) 容器的名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項

(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 容器的名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
 (10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (11) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 9 原子炉冷却材淨化設備に係る次の事項
 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
 (5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
 (6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
 11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 12 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法
 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項
 1 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度
 2 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量

3 加圧器の圧力
 4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項
 (1) 蒸気発生器（主蒸気流量制限器がある場合はその旨を記載すること。）の名称、種類、容量、最高使用圧力（二次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、加熱面積、伝熱管の本数、主要寸法、材料及び個数並びに伝熱管振止め金具の種類、主要寸法、材料、個数及び取付位置
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性モーメント、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
 (3) 加圧器（スプレイがある場合はその旨を記載すること。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) 加圧器ヒータの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、

吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所及び吹出場所
 (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（加圧器逃がし弁にあつては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）
 (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 5 主蒸気・主給水設備に係る次の事項
 (1) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
 (2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気逃がし弁にあつては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）
 (3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 6 余熱除去設備に係る次の事項
 (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所

(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

の別に記載すること。)

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)

(8) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(9) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

7 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項

(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 貯蔵槽(格納容器再循環タンクを含む。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)

8 化学体積制御設備に係る次の事項

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

9 原子炉補機冷却設備に係る次の事項

(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及

び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)

(10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

(11) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

10 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格

12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法

蒸気タービンに係るものにあつては、次の事項

1 蒸気タービン本体に係る次の事項

(1) 種類、定格出力、気筒数、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、及び温度、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度

(2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数

(4) 復水器に係る次の事項

イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料

ロ 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数

2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項

(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数

(2) 熱交換器(湿分離器を含む。)に係る次の事項

イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数

ロ 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

(3) 給水ポンプの種類(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのもの)にあつては、名称、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、原動機の種類及び出力(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのもの)にあつては、個数及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。)、貯水設備の種類、容量及び個数(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのもの)にあつては、名称、最高使用

計測制御システム	施設
<p>圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所を常設及び可搬型の別に記載すること。並びに給水処理設備の種類、容量及び個数</p> <p>(4) 管等に係る次の事項</p> <p>イ 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）</p> <p>ロ 蒸気だめ、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料</p> <p>ハ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所</p> <p>3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 蒸気タービンに係る工事の方法</p> <p>沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転装置を明示した図を管理するための制御装置を明示した図を除く。）にあつては、制御能力について次の事項</p> <p>1 制御方式及び制御方法</p> <p>(1) 発電用原子炉の制御方式</p>	<p>発電用原子炉の反応ほう酸水の貯蔵量の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、の根拠に関する説明</p> <p>発電用原子炉の圧力明を併記することの制御方式、発電用と。）</p> <p>原子炉の水位の制御耐震性に関する説明方式及び安全保護系明書（支持構造物その他重大事故等発を含めて記載する生時に発電用原子炉こと。）</p> <p>を安全に停止するた強度に関する説明の回路（以下この書（支持構造物を表において「安全保含めて記載すること。）」という。）の（と。）</p> <p>保護系等」という。）の（と。）</p> <p>制御方式</p> <p>(2) 発電用原子炉計測装置の構成にの制御方法</p> <p>制御棒の位置の制御測制御系統図及び方法、原子炉再循環検出器の取付箇所流量の制御方法、ほを明示した図面並う酸水注入設備の制びに計測範囲及び御方法、発電用原子警報動作範囲に御炉の圧力の制御方法、する説明書</p> <p>給水の制御方法及び原子炉非常停止信安全保護系等の制御号の作動回路の説明方法</p> <p>2 制御材に係る次根拠に関する説明の事項</p> <p>(1) 制御棒の名称、工学的安全施設等種類、組成、反応度の起動（作動）信制御能力、停止余裕、号の起動（作動）最大反応度値（制御回路の説明図及び御棒グループごとに設定値の根拠に引抜く場合は、グルする説明書</p> <p>ープ及び一本の別にデジタル制御方式記載すること。）主を使用する安全保要寸法、個数及び落護系等の適用に下速度</p> <p>(2) ほう酸水の名発電用原子炉の運称、種類、組成、反転を管理するため度度制御能力、停止の制御装置に係る余裕、負の反応度添制御方法に関する加率及び貯蔵量</p> <p>3 制御材駆動装置 中央制御室の機能に係る次の事項</p> <p>(1) 制御棒駆動機 中央制御室外の原構の名称、種類、最子炉停止機能及び高使用圧力、最高使監視機能並びに緊</p>

<p>用温度、主要寸法、急時制御室の機能材料、駆動方法、個に関する説明書</p> <p>数、取付箇所、駆動安全弁の吹出量計速度及び挿入時間並算書（パネ式のものに電動駆動の場合に限る。）</p> <p>にあつては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項</p> <p>イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ハ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載</p>	<p>発電用原子炉の反応ほう酸水の貯蔵量の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、の根拠に関する説明</p> <p>発電用原子炉の圧力明を併記することの制御方式、発電用と。）</p> <p>原子炉の水位の制御耐震性に関する説明方式及び安全保護系明書（支持構造物その他重大事故等発を含めて記載する生時に発電用原子炉こと。）</p> <p>を安全に停止するた強度に関する説明の回路（以下この書（支持構造物を表において「安全保含めて記載すること。）」という。）の（と。）</p> <p>保護系等」という。）の（と。）</p> <p>制御方式</p> <p>(2) 発電用原子炉計測装置の構成にの制御方法</p> <p>制御棒の位置の制御測制御系統図及び方法、原子炉再循環検出器の取付箇所流量の制御方法、ほを明示した図面並う酸水注入設備の制びに計測範囲及び御方法、発電用原子警報動作範囲に御炉の圧力の制御方法、する説明書</p> <p>給水の制御方法及び原子炉非常停止信安全保護系等の制御号の作動回路の説明方法</p> <p>2 制御材に係る次根拠に関する説明の事項</p> <p>(1) 制御棒の名称、工学的安全施設等種類、組成、反応度の起動（作動）信制御能力、停止余裕、号の起動（作動）最大反応度値（制御回路の説明図及び御棒グループごとに設定値の根拠に引抜く場合は、グルする説明書</p> <p>ープ及び一本の別にデジタル制御方式記載すること。）主を使用する安全保要寸法、個数及び落護系等の適用に下速度</p> <p>(2) ほう酸水の名発電用原子炉の運称、種類、組成、反転を管理するため度度制御能力、停止の制御装置に係る余裕、負の反応度添制御方法に関する加率及び貯蔵量</p> <p>3 制御材駆動装置 中央制御室の機能に係る次の事項</p> <p>(1) 制御棒駆動機 中央制御室外の原構の名称、種類、最子炉停止機能及び高使用圧力、最高使監視機能並びに緊</p>
--	--

<p>使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）</p> <p>4 ほう酸水注入設備に係る次の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(3) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載</p>	<p>発電用原子炉の反応ほう酸水の貯蔵量の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、の根拠に関する説明</p> <p>発電用原子炉の圧力明を併記することの制御方式、発電用と。）</p> <p>原子炉の水位の制御耐震性に関する説明方式及び安全保護系明書（支持構造物その他重大事故等発を含めて記載する生時に発電用原子炉こと。）</p> <p>を安全に停止するた強度に関する説明の回路（以下この書（支持構造物を表において「安全保含めて記載すること。）」という。）の（と。）</p> <p>保護系等」という。）の（と。）</p> <p>制御方式</p> <p>(2) 発電用原子炉計測装置の構成にの制御方法</p> <p>制御棒の位置の制御測制御系統図及び方法、原子炉再循環検出器の取付箇所流量の制御方法、ほを明示した図面並う酸水注入設備の制びに計測範囲及び御方法、発電用原子警報動作範囲に御炉の圧力の制御方法、する説明書</p> <p>給水の制御方法及び原子炉非常停止信安全保護系等の制御号の作動回路の説明方法</p> <p>2 制御材に係る次根拠に関する説明の事項</p> <p>(1) 制御棒の名称、工学的安全施設等種類、組成、反応度の起動（作動）信制御能力、停止余裕、号の起動（作動）最大反応度値（制御回路の説明図及び御棒グループごとに設定値の根拠に引抜く場合は、グルする説明書</p> <p>ープ及び一本の別にデジタル制御方式記載すること。）主を使用する安全保要寸法、個数及び落護系等の適用に下速度</p> <p>(2) ほう酸水の名発電用原子炉の運称、種類、組成、反転を管理するため度度制御能力、停止の制御装置に係る余裕、負の反応度添制御方法に関する加率及び貯蔵量</p> <p>3 制御材駆動装置 中央制御室の機能に係る次の事項</p> <p>(1) 制御棒駆動機 中央制御室外の原構の名称、種類、最子炉停止機能及び高使用圧力、最高使監視機能並びに緊</p>
--	--

<p>使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）</p> <p>4 ほう酸水注入設備に係る次の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(3) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載</p>	<p>発電用原子炉の反応ほう酸水の貯蔵量の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、の根拠に関する説明</p> <p>発電用原子炉の圧力明を併記することの制御方式、発電用と。）</p> <p>原子炉の水位の制御耐震性に関する説明方式及び安全保護系明書（支持構造物その他重大事故等発を含めて記載する生時に発電用原子炉こと。）</p> <p>を安全に停止するた強度に関する説明の回路（以下この書（支持構造物を表において「安全保含めて記載すること。）」という。）の（と。）</p> <p>保護系等」という。）の（と。）</p> <p>制御方式</p> <p>(2) 発電用原子炉計測装置の構成にの制御方法</p> <p>制御棒の位置の制御測制御系統図及び方法、原子炉再循環検出器の取付箇所流量の制御方法、ほを明示した図面並う酸水注入設備の制びに計測範囲及び御方法、発電用原子警報動作範囲に御炉の圧力の制御方法、する説明書</p> <p>給水の制御方法及び原子炉非常停止信安全保護系等の制御号の作動回路の説明方法</p> <p>2 制御材に係る次根拠に関する説明の事項</p> <p>(1) 制御棒の名称、工学的安全施設等種類、組成、反応度の起動（作動）信制御能力、停止余裕、号の起動（作動）最大反応度値（制御回路の説明図及び御棒グループごとに設定値の根拠に引抜く場合は、グルする説明書</p> <p>ープ及び一本の別にデジタル制御方式記載すること。）主を使用する安全保要寸法、個数及び落護系等の適用に下速度</p> <p>(2) ほう酸水の名発電用原子炉の運称、種類、組成、反転を管理するため度度制御能力、停止の制御装置に係る余裕、負の反応度添制御方法に関する加率及び貯蔵量</p> <p>3 制御材駆動装置 中央制御室の機能に係る次の事項</p> <p>(1) 制御棒駆動機 中央制御室外の原構の名称、種類、最子炉停止機能及び高使用圧力、最高使監視機能並びに緊</p>
--	--

し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)

5 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)

(1) 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(6) 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(7) 原子炉冷却材再循環流量（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、炉心流量）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(8) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(9) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(10) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置

の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(11) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件

7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件

8 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧

力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)

9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項

(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所（電圧、相及び周波数は入力及び出力

の別に記載すること。
 (2) 原子炉冷却材再循環ポンプMGセツトの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧、個数及び取付箇所(可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること)。
 10 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 11 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)に係る工事の方法
 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあつては、次の事項
 1 制御方式及び制御方法
 (1) 発電用原子炉の制御方式
 発電用原子炉の反応度の制御方式、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式
 (2) 発電用原子炉の制御方法
 制御棒の位置の制御方法(一次冷却材の

温度の制御を含む。)、一次冷却材のほう素濃度の制御方法、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方法及び安全保護系等の制御方法
 2 制御材に係る次の事項
 (1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数
 (2) ほう酸の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、貯蔵量、負の反応度添加率及び出力運転時のほう素濃度
 (3) パーナブルボイズンの名称、種類、組成、反応度制御能力、主要寸法及び個数
 3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 4 ほう酸注入機能を有する設備に係る次の事項
 (1) ポンプの名称、種類、容量又は注入速度、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 (4) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 (5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 (6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。
 5 ほう素熱再生設備に係る次の事項
 (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載す

ること)。
 6 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)。
 (1) 中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 (2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量(代替注水の流量を含む)を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
 (3) 原子炉容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び

可搬型の別に記載すること。
 (4) 加圧器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (5) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (6) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (7) 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (8) 蒸気タービンの附属設備に係る貯水設備内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (9) 蒸気発生器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。

置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (10) 主蒸気の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (11) 補助給水流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (12) ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (13) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (14) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (15) 圧力低減設備その他の安全設備

に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (16) 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 7 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 8 工学的安全施設等の作動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 9 制御用空気設備に係る次の事項
 (1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。
 (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。
 10 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 11 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)に係る工事の方法を管理するための制

放射 性廃 棄物 処理 施設

<p>御装置に係るものにあつては、次の事項</p> <p>1 制御方式</p> <p>2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能</p> <p>3 緊急時制御室操作用機能</p> <p>4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法</p> <p>1 気体、液体又は放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器に属する事項</p> <p>(1) ポンプの名称、廃棄物の漏えいの種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料</p>	<p>放射線管理施設に係る機器に属する事項</p> <p>(1) 流体状の放射性廃棄物の漏えいの種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数並びに排気筒の設置場所を明示した図面</p> <p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料</p>
--	--

<p>2 気体、液体又は物質の散逸防止に係る次の事項(機放射線管理施設に係る機器に属する事項)</p> <p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(5) 流体状の放射性廃棄物の濃度(放射性物質の濃度)が三十七ミリベクトル毎立方センチメートル(流体が液体</p>	<p>物質の散逸防止に係る次の事項(機放射線管理施設に係る機器に属する事項)</p> <p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(5) 流体状の放射性廃棄物の濃度(放射性物質の濃度)が三十七ミリベクトル毎立方センチメートル(流体が液体</p>
---	--

<p>の場合にあつては、三十七キロベクトル毎立方センチメートル)以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料</p> <p>(6) 固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料</p> <p>(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>(11) 送風機の名称、種類、容量、主</p>	<p>の場合にあつては、三十七キロベクトル毎立方センチメートル)以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料</p> <p>(6) 固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料</p> <p>(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法</p> <p>(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>(11) 送風機の名称、種類、容量、主</p>
--	--

<p>要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(13) プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること)</p> <p>3 堰その他の設備に係る次の事項</p> <p>(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が三十七キロベクトル毎</p>	<p>要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(13) プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数</p> <p>(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数</p> <p>(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること)</p> <p>3 堰その他の設備に係る次の事項</p> <p>(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が三十七キロベクトル毎</p>
---	---

立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)	からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰	(放射性廃棄物運搬用容器) 本体外に設置される流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰の名称、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法
------------------------------------	---	--	---	---	---------------------------------	-----------------------

放射線管理施設

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項に1 放射線管理用計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること)	放射線管理施設に係る機器(放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面及び系統図	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書	(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項 イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること)及び個数	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること)及び個数	強度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)	構造図	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書	放射線管理施設に係る次の事項
--	---	----------------------	--	---	--	----------------------------	-----	----------------------------	--------------------------	----------------

中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること)及び個数	緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること)及び個数	緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること)及び個数	使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること)及び個数	放射線管理施設に係る次の事項
---	--	--	---	----------------

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること)及び個数	(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所	2 換気設備(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限る。))並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。)に係る次の事項	(1) 容器(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所)の加圧を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高
--	---	---	---	---	----------------------

使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率

(5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率

(6) フィルター

（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 生体遮蔽装置

（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬容器の放射線遮蔽材、使用済燃料

貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 放射線管理施設に係る工事の方法

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合、その動作範囲を付記すること。）

(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項

イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ 蒸気発生器ブローダウン水中の放射性物質濃度を計測す

る装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ニ 復水器排ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ホ 一次冷却材抽出水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ヘ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

（2）エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

エ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

オ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

カ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

キ 放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常

監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ク 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ク 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ケ 放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常

設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。及び個数

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所

2 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項

(1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率

(5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率

(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、外部遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の

放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料

4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 放射線管理施設に係る工事の方法

黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1) プロセスモニタリング設備（放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置に限る。）の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器

原子炉格納施設

の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数

2 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

3 放射線管理施設に係る工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項

1 原子炉格納容器に係る次の事項

(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウエル及びサブプレッショナルの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び

原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図

耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）

原子炉格納施設の構造図

原子炉格納施設に関する説明書（原子炉格

<p>材料及び材料</p>	<p>(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料</p>	<p>(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p>	<p>3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項</p>	<p>(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料</p>	<p>(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数</p>	<p>(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数</p>	<p>(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>2 原子炉建屋に係る次の事項</p>	<p>(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書</p>	<p>(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>材料を付記すること 破壊防止に関する脆性</p>
---------------	--	---	--------------------------------	--------------------------------------	------------------------------	-------------------------------	--	-----------------------	---	---	---------------------------------

<p>箇所（常設及び可搬</p>	<p>ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所並びに原動機の種類、個数及び取付箇所</p>	<p>(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、材料及び個数</p>	<p>(5) ベントヘッドの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>(6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項</p>	<p>イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）</p>	<p>(3) ダウンカメラの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p>
------------------	--	--	---	-------------------------------	---	---	---

<p>イヘッドを含む）の</p>	<p>リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数</p>	<p>ト 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所</p>
------------------	---	---	---	--	--	---

<p>箇所（常設及び可搬</p>	<p>ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）</p>	<p>イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>エ 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項</p>	<p>フ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>フ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所</p>	<p>名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）</p>
------------------	---	---	--	---	---	--	---

型の別に記載すること。
 ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヲ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヲ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 カ 送風機の名称、種類、容量、主要寸

法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヲ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 タ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヲ 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項
 イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
 （9） 圧力逃がし装置に係る次の事項
 イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
 ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
 ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び

取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 5 原子炉格納施設に係る工事の方法
 加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
 1 原子炉格納容器に係る次の事項
 (1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数
 (2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料
 2 二次格納施設に係る次の事項
 (1) プレストレストコンクリート製格納容器に係るアンユラス区画構造物の名称、種類、設計負圧、設計温度、主要寸法及び材料
 (2) 鋼製格納容器に係る次の事項

イ 外周コンクリート壁の名称、種類、主要寸法及び材料
 ロ アンユラスシートの名称、種類、設計圧力、設計温度及び材料
 (3) ハイブリッド型格納容器に係る外周コンクリート壁の名称、種類、設計圧力、主要寸法及び材料
 3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項
 (1) 格納容器安全設備に係る次の事項
 イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）
 ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所並びに原動機の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬

型の別に記載すること。）
 ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 ト 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヌ 主配管の名称、最高使用圧力、最高

使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
 ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 ヲ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
 (2) アイスコンデンサ設備に係る次の事項
 イ 上部、下部及びアイスコンデンサのコンパートメントの主要寸法及び材料
 ロ 下部入口ドア、中間デッキドア及び上部デッキドアの主要寸法及び材料
 ハ アイスバスケットの種類、主要寸法、材料及び個数
 ニ エアリターンファン の名称、種類、容量、主要寸法及び個数
 ホ 空気冷却ファン クーラの名称、種類、容量、主要寸法及び個数
 ヘ ドレン管の主要寸法、材料及び個数
 (3) 真空逃がし装置の名称、種類、主

要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
 (4) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項
 イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 リ 安全弁及び迷がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ワ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 カ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ヨ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 タ フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び

可搬型の別に記載すること。)
 (5) 圧力逃がし装置に係る次の事項
 イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
 ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)
 ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
 ヘ フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び

その他発電用炉子、附属施設、非常用電源設備

可搬型の別に記載すること。)	可搬型の別に記載すること。)
4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
5 原子炉格納施設に係る工事の方法	5 原子炉格納施設に係る工事の方法
1 常用電源設備との切換方法	1 常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
2 非常用発電装置に係る次の事項	2 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
(1) ガスタービンに係る次の事項	(1) ガスタービンの出力の決定に関する説明書
種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機体を明書(支持構造物を含めて記載すること。)
口 主要な管の主要寸法及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	口 主要な管の主要寸法及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)
ハ 調速装置及び非常調速装置の種類	ハ 調速装置及び非常調速装置の種類
ニ ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(二次側及び一次側の別に記載すること。)	ニ ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(二次側及び一次側の別に記載すること。)

主要寸法、材料、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	主要寸法、材料、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ホ ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項	ホ ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項
1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	3 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ヘ 空気冷却器に係る次の事項	ヘ 空気冷却器に係る次の事項
1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料	2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料
ト ガスタービンに附属する管に係る次の事項	ト ガスタービンに附属する管に係る次の事項
1 主要な管の最高使用圧力、最高使用	1 主要な管の最高使用

温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)
2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(2) 内燃機関に係る次の事項	(2) 内燃機関に係る次の事項
イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類
ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項	ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項
1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数	2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数

及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(4) 燃料設備に係る次の事項	(4) 燃料設備に係る次の事項
イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常

設及び可搬型の別に記載すること。
 七 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
 八 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。
 (5) 発電機に係る次の事項
 イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 ハ 保護継電装置の名称及び種類
 ニ 原動機との連結方法
 (6) 冷却設備に係る次の事項
 イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること）。
 ヘ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び

2 常用電源設備

取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項
 (1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 (2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
 4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 5 非常用電源設備に係る工事の方法
 1 発電機に係る次の事項
 (1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合には、出力
 (2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数（常用及び予備の別に記載すること）。
 (3) 保護継電装置の種類
 常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
 示した図面
 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること）。
 常用電源設備の健全性に関する説明書
 電磁誘導電圧計算書（電圧七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接

3 補助ボイラー

(4) 原動機との連結方法
 2 変圧器に係る次の事項
 (1) 変圧器の種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するもの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること）、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあつては、常用及び予備の別
 (2) 保護継電装置の種類
 3 遮断器に係る次の事項
 (1) 遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所
 (2) 保護継電装置の種類
 4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格
 5 常用電源設備に係る工事の方法
 1 補助ボイラーの補助ボイラーに附属する主配管の配置の概要を明示し、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、た図面及び系統図
 2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積
 3 節炭器の伝熱面積
 補助ボイラーの構造図
 補助ボイラーの基礎に関する説明書
 水循環系統図
 補助ボイラーに属する燃料系統図
 燃焼に関する説明書

6 補機 駆動燃 料設 備(非 常電 源) 及 補 助 電 源 設 備 及 補 助 電 源 設 備 除 く

個数及び取付箇所を付記すること。	付記すること。	3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	4 浸水防護施設に係る工事の方法	1 燃料設備に係る事項	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又及び吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	2 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備)
------------------	---------	----------------------------	------------------	-------------	---	---	--	--	---	----------------------

7 非常用取水設備	8 敷地内土木構造物	9 緊急時対策所	10 緊急時対策所
備及び補助ボイラーに係るものを除く。)に係る工事の方法	敷地内土木構造物の基本設計方針、適用基準及び適用規格	敷地内土木構造物に係る工事の方法	敷地内土木構造物に係る工事の方法
1 取水設備(非常用取水設備の冷却用海水を確配置を明示した保する構築物に限る図面)の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数	敷地内土木構造物(地震による斜面の崩壊の防止措置をよる斜面の崩壊の実施するためのもの防止措置を実施する)の名称、種類、設置場所及び個数	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書

燃 料 類 種 の 体 料 燃 類 種 の	燃 料 類 種 の 体 料 燃 類 種 の
1 燃料体の種類、主要寸法及び材料の別に記載すること	1 燃料体の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料
新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類

再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに耐震性に関する説明書	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに耐震性に関する説明書
再結合装置の健全性に関する説明書	再結合装置の健全性に関する説明書

外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書又は外運搬規則第六条若しくは第七条及び第十一条に定める技術上の基準(容器に係るものに限る。)への適合性に関する説明書(第六十条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し)

<p>1 タスガ</p> <p>(1) ガスタービン型式証明を受けた設計と の種類の、出力、入口の整合性に関する説明書</p>	<p>逃がし装置が、最高使用温度型式証明を受けた設計と、主要寸法、材料及び整合性に関する説明書及び個数(常設及び可搬型)を明示した図面及び配置の別に記載すること。</p> <p>2 主要弁の名称、耐震性に関する説明書種類、最高使用圧力強度に関する説明書、最高使用温度、主構造図</p> <p>3 圧力開放板の設圧力逃がし装置が使用さ定破裂圧力、主要寸法、材料及び個数、全性に関する説明書</p> <p>4 主配管の名称、第百六条の型式設計特定最高使用圧力、最高機器を購入する契約を締使用温度、外径、厚結している者にあつてさ及び材料(常設及び可搬型)の別に記載すること。</p> <p>5 排風機の名称、通知書又は特定機器型式種類、容量、主要寸法及び個数並びに原写し</p> <p>6 フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>8 圧力逃がし装置に係る製作の方法</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類</p>
---	---

<p>個数(常設及び可搬</p>	<p>備設電発るすと力動原をンビ</p> <p>及び出口の圧力及びガスタービンを原動力と温度、設計外気温度する発電設備に係る機器、回転速度、被動機の配置を明示した図面及一体の危険速度、排び系統図</p> <p>出ガス量並びに個数ガスタービンを原動力と(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(2) 主要な管の主耐震性に関する説明書要寸法及び材料(常強度に関する説明書</p> <p>設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(3) 调速装置及び非常调速装置の種類出力、吹出圧力及び外(4) ガスタービンに付属する熱交換器機の出力の設定根拠に口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること)。</p> <p>最高使用温度、最高使用圧力、吹出圧力及び吐出量計算書(パネ式のものを限る)。</p> <p>ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>(5) ガスタービンに付属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項</p> <p>空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数(常設及び可搬</p>
------------------	--

<p>の名称及び種類</p>	<p>型の別に記載すること)。</p> <p>二 空気圧縮機に付属する冷却塔の種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(6) 空気冷却器に係る次の事項</p> <p>種類、入口及び出口の温度並びに個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(7) ガスタービンに付属する管に係る次の事項</p> <p>主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>2 発電機に係る次の事項</p> <p>(1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(3) 保護継電装置</p>
----------------	---

<p>度、設計外気温度、</p>	<p>(4) 原動機との連結方法</p> <p>3 冷却設備に係る次の事項</p> <p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)。</p> <p>最高使用温度、最高使用圧力、吹出圧力、吹出量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、</p> <p>(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び</p> <p>(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p>
------------------	---

<p>備設電発るすと力動原を関機燃内</p> <p>1 内燃機関に係る事項</p> <p>(1) 機関の名称、型式証明を受けた設計と度、燃料の種類及び使用量、個数並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(2) 调速装置及び非常调速装置の名称及び種類</p> <p>(3) 内燃機関に属する冷却水設備の名称、種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(4) 内燃機関に属する空気圧縮設備に係る次の事項</p>	<p>主要寸法並びに個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>4 ガスタービンを原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>5 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計と度の整合性に関する説明書</p> <p>内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に関する説明書</p> <p>耐震性に関する説明書</p> <p>強度に関する説明書</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出圧力、吹出圧力及び口径、伝熱面積並びに原動機の出力の設定根拠に関する説明書</p>
---	--

<p>2 発電機に係る次の事項</p> <p>(1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(3) 保護継電装置の名称及び種類</p> <p>(4) 原動機との連結方法</p>	<p>イ 空気だめの名称安全弁の吹出量計算書、種類、容量、最高(パネ式のものに限る。)使用圧力、最高使用内燃機関を原動力とする温度、主要寸法、材発電設備が使用される条料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p> <p>八 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(5) 燃料デイトンク又はサービスタンの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p>
---	--

<p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p>	<p>3 冷却設備に係る次の事項</p> <p>(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)</p> <p>(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p>
--	---

<p>蔵貯力電</p> <p>1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p>	<p>(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>4 内燃機関を原動力とする発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>5 内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法</p> <p>1 無停電源装置新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>周波数及び主要寸法型式証明を受けた設計と法の整合性に関する説明書の別に記載すること</p> <p>無停電源装置構造図</p> <p>無停電源装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し</p> <p>申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し</p> <p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>型式証明を受けた設計と度の整合性に関する説明書の</p>
---	--

(単位: t/a)

産出の原料	種別	前年の5月期(同一期)				当分の5月期(同一期)			
		平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	
PC									
PC									
PC									
PC									

① 原料の集約性確保のための保管量等 (注4)

② 原料の集約性確保のための保管量等

原料の集約性確保のための保管量	タンク等		その他	
	保管量 (t)	保管場所 (所在地)	保管量 (t)	保管場所 (所在地)
前年度末保管量				
当年度末保管量				
当年度末増減量				
当年度末減少量				
当年度末増量				
当年度末保管量				

③ その他の設備内の保管量等

原料の集約性確保のための保管量	原料の集約性確保のための保管量		原料の集約性確保のための保管量	
	保管量 (t)	保管場所 (所在地)	保管量 (t)	保管場所 (所在地)
前年度末保管量				
当年度末保管量				
当年度末増減量				
当年度末減少量				
当年度末増量				
当年度末保管量				

原料の集約性確保のための保管量	タンク等	その他
前年度末保管量		
当年度末保管量		
当年度末増減量		
当年度末減少量		
当年度末増量		
当年度末保管量		

④ 廃棄物の処理状況 (単位: t/a)

種別	処理方法	処理量	処理場所
廃棄物			
前年度末			
当年度末			
当年度末増減量			
当年度末減少量			
当年度末増量			
当年度末増減量			

⑤ 特定原料の集約性確保のための保管量等 (注5)

I 建築材料の集約性確保 (単位: t/a)

種別	保管場所	保管量
前年度末		
当年度末		
当年度末増減量		

II タンクの集約性確保 (単位: t/a)

種別	保管場所	保管量
前年度末		
当年度末		
当年度末増減量		

⑥ 原料の集約性確保のための保管量等 (単位: t/a)

原料の集約性確保のための保管量	保管場所	保管量
前年度末		
当年度末		
当年度末増減量		

⑦ 原料の集約性確保のための保管量等 (注6)

種別	保管場所	保管量
前年度末		
当年度末		
当年度末増減量		

⑧ 原料の集約性確保のための保管量等 (注7)

種別	保管場所	保管量
前年度末		
当年度末		
当年度末増減量		

⑨ 原料の集約性確保のための保管量等 (注8)

種別	保管場所	保管量
前年度末		
当年度末		
当年度末増減量		

